

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成22年1月28日(2010.1.28)

【公表番号】特表2009-519238(P2009-519238A)

【公表日】平成21年5月14日(2009.5.14)

【年通号数】公開・登録公報2009-019

【出願番号】特願2008-543436(P2008-543436)

【国際特許分類】

A 6 1 K	35/74	(2006.01)
A 6 1 P	1/12	(2006.01)
A 6 1 P	1/04	(2006.01)
A 6 1 P	1/00	(2006.01)
A 6 1 K	31/733	(2006.01)
A 6 1 P	43/00	(2006.01)
A 6 1 K	45/00	(2006.01)
A 6 1 K	38/00	(2006.01)
C 1 2 N	1/20	(2006.01)
C 1 2 N	15/09	(2006.01)

【F I】

A 6 1 K	35/74	Z N A A
A 6 1 P	1/12	
A 6 1 P	1/04	
A 6 1 P	1/00	
A 6 1 K	31/733	
A 6 1 P	43/00	1 2 1
A 6 1 K	45/00	
A 6 1 K	37/02	
C 1 2 N	1/20	A
C 1 2 N	1/20	E
C 1 2 N	15/00	A

【手続補正書】

【提出日】平成21年11月30日(2009.11.30)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

リポペプチドを生産する有効量のバチルス細菌をプロバイオティックとして含む、腸異常の予防のための医薬組成物。

【請求項2】

腸異常が抗生物質関連下痢症、クロストリジウムディフィシル(Clostridium difficile)獲得性下痢症、炎症性腸疾患、および消化器疾患からなる群から選択される、請求項1に定義された医薬組成物。

【請求項3】

リポペプチドを生産する有効量のバチルス細菌をプロバイオティックとして含む、腸異常の治療のための医薬組成物。

【請求項 4】

腸異常が抗生物質関連下痢症、クロストリジウムディフィシル獲得性下痢症、炎症性腸疾患、および消化器疾患からなる群から選択される、請求項 3 に定義された医薬組成物。

【請求項 5】

バチルス細菌と合わせてイヌリンの投与がさらに組み合わされる、請求項 1 に定義された医薬組成物。

【請求項 6】

バチルス細菌と合わせてイヌリンの投与がさらに組み合わされる、請求項 3 に定義された医薬組成物。

【請求項 7】

バチルス細菌と合わせてプロバイオティックの投与がさらに組み合わされる、請求項 1 に定義された医薬組成物。

【請求項 8】

バチルス細菌と合わせてプロバイオティックの投与がさらに組み合わされる、請求項 3 に定義された医薬組成物。

【請求項 9】

細菌がバチルスアミロリキファシエンス (*Bacillus amyloliquefaciens*) およびバチルスサブチリス (*Bacillus subtilis*) からなる群から選択される、請求項 1 に定義された医薬組成物。

【請求項 10】

細菌がバチルスアミロリキファシエンスおよびバチルスサブチリスからなる群から選択される、請求項 3 に定義された医薬組成物。

【請求項 11】

バチルス細菌が投与時に相乗作用を持つ化合物を生産する、請求項 1 に定義された医薬組成物。

【請求項 12】

バチルス細菌が投与時に相乗作用を持つ化合物を生産する、請求項 3 に定義された医薬組成物。

【請求項 13】

S E Q I D N O : 1 の 1 6 S r R N A 配列を有する、分離された細菌菌株。

【請求項 14】

菌株が S E Q I D N O : 1 の 1 6 S r R N A 配列に少なくとも 9 0 % 相同性を有する、請求項 13 に定義された、分離された細菌菌株。

【請求項 15】

S E Q I D N O : 2 の部分的 g y r A 配列を有する、分離された細菌菌株。

【請求項 16】

S E Q I D N O : 2 の部分的 g y r A 配列に少なくとも 9 0 % 相同性を有する、請求項 15 に定義された、分離された細菌菌株。

【請求項 17】

S E Q I D N O : 3 の部分的 g y r A 配列を有する、分離された細菌菌株。

【請求項 18】

S E Q I D N O : 3 の部分的 g y r A 配列に少なくとも 9 0 % 相同性を有する、請求項 17 に定義された、分離された細菌菌株。

【請求項 19】

バチルス細菌が A T C C 菌株 P T A - 6 7 3 7 として同定された菌株の細菌からなる、請求項 1 に定義された医薬組成物。

【請求項 20】

バチルス細菌が A T C C 菌株 P T A - 6 7 3 7 として同定された菌株の細菌からなる、請求項 3 に定義された医薬組成物。